【表紙】

【提出日】 2021年6月30日

【会社名】 株式会社 極洋

【英訳名】 KYOKUYO CO., LTD.

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目3番5号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 檜 垣 仁 志

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目3番5号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 檜 垣 仁 志

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2021年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金80円 総額864,716,880円

口 効力発生日 2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

定款第2条第11号に「貨物利用運送事業」の規定を追加する。

第3号議案 取締役12名選任の件

井上誠、酒井健、近藤茂、木山修一、田中豊、西村斉之、山口敬三、檜垣仁志、

三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

西浜正幸を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

下田一郎を補欠監査役に選任する。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の固定の基本報酬額を年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内)、監査役の

固定の基本報酬額を年額70百万円以内に改定する。

第7号議案 業績連動型株式報酬制度一部改定の件

対象取締役に付与される当社株式数の3年間の上限を50,000株とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件						
	78, 672	247	_	(注) 1	99. 55	可決
第2号議案 定款一部変更の件					•	
	78, 694	225	_	(注) 2	99. 57	可決
第3号議案 取締役12名選任の件					•	
井上 誠	77, 653	1, 189	68	(注) 3	98. 26	可決
酒井 健	78, 311	599	_		99. 09	可決
近藤 茂	78, 558	352	_		99. 40	可決
木山 修一	78, 556	354	_		99. 40	可決
田中 豊	78, 538	372	_		99. 38	可決
西村 斉之	78, 567	343	_		99. 41	可決
山口 敬三	78, 548	362	_		99. 39	可決
檜垣 仁志	78, 541	369	_		99. 38	可決
三浦 理代	78, 398	512	_		99. 20	可決
白尾 美佳	78, 508	402	_		99. 34	可決
町田 勝弘	78, 329	581	_		99. 11	可決
山田 英司	78, 452	458	_		99. 27	可決
第4号議案 監査役1名選任の件		-			-	
西浜 正幸	77, 590	1, 330	_	(注)3	98. 18	可決
第5号議案 補欠監査役1名選任の何	<u>'</u> ‡				1	
下田 一郎	70, 389	8, 531	_	(注) 3	89. 07	可決
第6号議案 取締役及び監査役の報酬		'			-1	
	78, 146	770	_	(注) 1	98. 88	可決
第7号議案 業績連動型株式報酬制	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				•	
	78, 178	741	_	(注) 1	98. 92	可決

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものの集計により各決議事案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。